

役員報酬及び費用弁償等に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人川原福祉会の役員報酬及び費用弁償等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規定でいう役員とは、理事・評議員及び監事をいう。

(役員及び評議員の報酬)

第3条 役員が理事会・評議員会に出席したときは、別表1により実費弁償費を支払うことができる。

- 2 役員が理事会・評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合、別表1により実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(報酬の支払い)

第4条 役員報酬は、その金額を通貨で、直接払うものとする。ただし、法令に基づき報酬から控除すべき金額がある場合には、支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 役員が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振り込みを申し出た場合は、その方法によって支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表1により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費の実費を原則として支給できる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(その他)

第6条 本規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

- 一、この規定は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。
- 二、平成 23 年 1 月 1 日一部改正
- 三、平成 27 年 12 月 1 日一部改正
- 四、平成 29 年 4 月 1 日一部改正

別表 1 報酬及び費用弁償

項目	理事会・評議員会	命による業務及び法人業務のための出張
費用	6,000円 (但し、他県在住の理事については、出席の際は上記に旅費相当分として、4000円を上乗せ支給する。)	職員「旅費規定」別表第1の「園長」欄を準用